

# 子育て支援室よりお知らせ!! ~特別児童扶養手当制度について~

## 特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

### 1 受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童の父、もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。  
※なお、所得制限があります。

### 2 手当を受ける手続

手当を受けるには、町民福祉課子育て支援室窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
- ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書  
身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できます。
- ④ 振込先口座申出書（請求者の金融機関口座を確認するために、金融機関の証明印を押印した上で提出していただきます。  
※金融機関証明印にかえて、振込口座の通帳の写しも可。

### 3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者の金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

### 4 手当の額

区 分	児童1人のとき
1級該当児童1人につき	月額50,750円
2級該当児童1人につき	月額33,800円

## 5 手当を受けている方の届け出

次のような届け出をしていただくことになっています。  
忘れずに町民福祉課子育て支援室窓口へ届け出てください。

- ① 所得状況届…………… { 毎月8月11日から9月10日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
- ② 受給資格喪失届…………… { 受給資格がなくなったときに出します。
- ③ 受給者死亡届…………… { 受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
- ④ 変更届…………… { 氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに出します。
- ⑤ 振込先口座申出書…………… { 振込先金融機関の口座を変更するとき、金融機関の証明印を押印のうえ届け出ます。  
※金融機関証明印にかえて、振込口座の通帳の写しも可。
- ⑥ 証書亡失届兼再発行請求書… { 手当証書を破損したり、汚したり、なくしたときに出します。
- ⑦ 再認定請求書…………… { 認定の期限が定められ、その期限が到来したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

届け出の用紙は、町民福祉課子育て支援室窓口にて用意してありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

問い合わせ先 町民福祉課子育て支援室 (377-5652)

